

柴監告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 9 日

柴田町監査委員 大 宮 正 博

柴田町監査委員 桜 場 政 行

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

平成 29 年度財務事務の執行及び財産の管理状況

(2) 実施年月日及び対象

実施年月日	福祉関係施設	
平成 30 年 2 月 13 日	槻木児童館 槻木放課後児童クラブ	船岡保育所
平成 30 年 2 月 14 日	西住児童館 西住放課後児童クラブ 船岡放課後児童クラブ	槻木保育所
平成 30 年 2 月 15 日		西船迫保育所
平成 30 年 2 月 16 日	三名生児童館 東船岡放課後児童クラブ	
平成 30 年 2 月 19 日	船迫こどもセンター 船迫放課後児童クラブ	むつみ学園

(3) 監査の場所

各福祉関係施設

(4) 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

#### 4 監査の結果

次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。  
なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

(指摘事項)

##### ○児童福祉施設職員の時差出勤における勤務時間について

保育所等の児童福祉施設職員は、公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員として時差出勤が適用されている。

時差出勤における勤務時間等は、職員の週休日の割振り及び時差出勤に関する規程（平成19年柴田町訓令第4号）に基づき行われることになるが、同規程別表第2に定められている勤務時間等に該当しない勤務形態をとっている施設があった。

さらに、同規程第7条第1項に「所属長は、災害非常時を除き、時差出勤を命じた日に時間外勤務を職員に命じることはできない。」とあるが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例で定められている職員の1日の勤務時間7時間45分を超える勤務時間もあった。

日々の保育については想定外の事態も起こり得る可能性があり、臨機応変な対応が求められているところではあるが、時差出勤の命令については、実際の勤務体制が規定された勤務時間等に合うよう調整していただきたい。